

諮問日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）諮問第25号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（最情）答申第41号）

件名：最高裁判所各小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事事件の上告棄却決定に対する予納郵券の受領書の提出に利用することができる最高裁判所第一小法廷，第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和3年6月21日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所内において，本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが，該当文書は存在しなかった。

なお，訴訟関係人から事件に関して予納された郵券を返還する場合の具体的な手続は，同返還に係る受領書をいかなる方法により徴するかも含めて，裁判に関連する事務として裁判所書記官が個別の案件ごとに検討して処理すべきも

のであるところ、ファクシミリ番号を事件当事者に告知しないこと（事件当事者から受領書を徴するに当たってファクシミリによる方法をとらないこと）の理由を記載した文書を作成又は取得せずとも、同返還手続に何ら支障は生じないことから、本件開示申出に係る司法行政文書を作成又は取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、訴訟関係人から事件に関して予納された郵券を返還する場合の具体的な手続は、返還される場合の受領書を徴するに当たっての方法を含めて、裁判所書記官が個別の案件ごとに検討して対処していることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、事件当事者から受領書を徴するに当たってファクシミリによる方法をとらないこと、ひいてはファクシミリ番号を事件当事者に告知しないことの理由を記載した文書について、作成し又は取得しないでも、同返還手続に何ら支障は生じないため、本件開示申出文書は存在しないとす最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子